

平成19年12月21日

藤 枝 市
市 長 松 野 輝 洋 様

藤枝市中心市街地活性化協議会
会 長 富 澤 静 雄

藤枝市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定にもとづき藤枝市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出いたします。

「藤枝市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

1. はじめに

藤枝市の中心市街地は、これまで JR 藤枝駅を中心に藤枝の顔、また広域交流拠点として、商業集積地も存在し、人の往来も多く発展して参りましたが、近年は、近隣市町への大型店の進出や公共公益施設の郊外立地などにより、中心市街地としての求心力が低下してきております。

このような中、中心市街地活性化法と都市計画法が改正され、コンパクトなまちづくりへと政策転換が図られました。

このような状況を踏まえ、藤枝市は中心市街地のあるべき方向性を示すべく、藤枝市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、基本計画（案）という）を策定されました。

藤枝市中心市街地活性化協議会（以下、協議会という）は、この基本計画（案）やその実施などについて検討協議すること等を目的として、平成 19 年 11 月 2 日に組織し、これまで 3 回にわたり協議を重ねて参りました。

これらの協議検討の経緯を踏まえ、藤枝市基本計画（案）に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出いたします。

2. 協議会の意見

基本計画（案）は、中心市街地活性化のテーマを、スポーツ、商業、福祉によるにぎわいのあるまちを目指し、『来る人、住む人、充実満足 ~多機能都心』を掲げ、目指すべき中心市街地像を示しております。

また、まちづくりの視点として、「スポーツ・健康をまちづくりに活用」と「コミュニティ・交流機能の強化」並びに「まちのリフレッシュによるまちの『顔』づくり」をあげ、にぎわいの創出の方向性を明らかにした上で、『特性を活かした拠点づくりによる、集い・すごし・にぎわうまちの実現』『活動・交流の創出による、地域や人とつながった質の高い暮らしの実現』の 2 つの基本的方針を定めています。

さらに基本的方針それぞれに対応した目標とともに方策を設定し、目標指標や補完指標を定め、達成状況の把握や定期的なフォローアップを行い、必要に応じて対策を講じることとしており、この目標に基づく各種のハード・ソフト両面の具体的事業を官民一体となって、今後 5 年の計画期間、集中的に取り組むことにより、効果出現が期待できるものがあります。

これらのことから、協議会においては、基本計画（案）に位置づける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地の活性化が図られますことから、基本計画（案）の内容については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望むものであります。

3. 配慮を望む事項

駅北地区にある 4 つの市有施設の有効活用について

基本計画（案）の中にも活用方法が触れてありますが、文化センター、市民体育館、市民武道館、市営藤枝駅前駐車場の 4 施設は、いずれも建物が老朽化しており、現在の市民のニーズにマッチしているとは言いがたい。

特に文化センターについては、改築の計画が盛り込まれていますが、今後の事業実施の中で広く関係者の意見を聞いて、人が集まる施設となるよう事業を進めることを望みます。

長期ビジョンの策定について

中心市街地活性化の取り組みは、約5年の基本計画期間や計画に掲載された事業だけにとどまることなく、5年以降も新たな事業を検討するなど持続的にまちづくりを進めていくことが必要であります。

そのため、藤枝市におかれましては、5年を超える長期的な中心市街地のまちづくりビジョンを策定されることを望みます。

用途地域見直し等による民間投資の促進について

中心市街地内への都市機能の集約を図るため、用途地域の見直し等により、民間投資を促進する環境整備を行うことを望みます。

中心市街地へ人を運ぶ交通体系の確立について

基本計画（案）の中にも公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性が述べられておりますが、高齢社会が進む中で、公共交通機関を利用しなければ、中心市街地へ出向くことが出来ない人々が増えて来ます。既存のバス路線に加え、区域内の交通体系について、バス事業者、タクシー事業者等の協力を得て実現されることを望みます。

各事業主体における自己評価の実施について

国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、掲載事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講じることとなっております。

計画期間が5年という比較的長い期間となるため、この間の経済情勢の変化に応じて、計画変更などが必要な場合は、速やかに再度認定を取る等の柔軟な対応を望みます。

4. おわりに

基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず市民等各層の理解と協力を得て一体的な取り組みが求められますことから、基本計画の内容や施策の周知をはじめ、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進していただきたいと思います。

なお、中心市街地活性化協議会は、事業実施者や関係団体等と連携して、今後も適宜協議調整等を行い、基本計画の推進や中心市街地の活性化に協力して参りますので、民間の取り組みに対してもご支援を賜りたいと存じます。

最後に、藤枝市におかれましては、協議会の受け持つ役割の重要性をご理解いただき、協議会の円滑な運営にご配慮下さるようお願い申し上げます。